

仕様書

1. 件名

秋葉原庁舎 5 階（総合支援課・取引振興課）の什器・備品の調達

2. 納入期限

平成 29 年 8 月 4 日（金）

3. 納入場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社

東京都千代田区神田佐久間町 1-9 秋葉原庁舎 5 階

4. 品名、仕様及び数量

別紙「内訳一覧表」のとおり

なお、納入品が別紙「内訳一覧表」に記載されたもの以外である場合は、仕様内容を満たしているか確認できる資料を入札前に発注者に提出し承認を得ること

5. 搬入に関する特記事項

(1) 搬入については、平成 29 年 7 月 31 日（月）から 8 月 4 日（金）までの間の 3 日間で実施すること。作業は午前 9 時から午後 17 時までの間とする。作業日時は担当職員と調整の上、決定すること。

(2) 搬入については、別紙「レイアウト図」に記載の指定場所に設置すること。不明な点については、担当職員の指示に従うこと。

(3) 運搬等で使用するエレベーターは下記を利用すること。

人荷用 1 号機 27 人乗（開口部）扉 約 1200×W 約 2100
2t W 約 1850×H 約 2350×D 約 2050

(4) 搬入時に生じる梱包資材及び養生資材は持ち帰ること。

(5) 書庫・ロッカー類の転倒防止は、必要箇所に必要数量の L 金具もしくは天つなぎ金具を用い強固に固定すること。

(6) 受注者は、開札後遅滞なく契約締結にかかわる必要書類等を受領し、担当者と納入等について打ち合わせを行うこと。

(7) 本仕様書に明記されていない事項についても、契約の目的と完遂できるように誠実な履行をすること。

(8) 東京都環境局の東京グリーン購入ガイドに定める環境配慮仕様（水準 1）を満たす製品を納入すること。

(9) 東京グリーン購入ガイドに定めのない品目の取り扱いについて

① 可能な限り「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターマークロゴ」など第三者機関の認証を受けたもの、もしくはこれらと同様のものであること。

② グリーン購入適合製品（グリーン購入法により国が定める「特定調達品目」の「判断の基準」）を満たすも

のであること。

- (10) 同一品目についてはメーカー（計上、寸法、色等）統一すること。また製品の色については担当職員と協議すること。
- (11) 受注者は納品する物品が「内訳一覧表」に記載の品名・参考品または形状、寸法等に記載されているもの以外である場合は、仕様内容を満たしているか確認できる資料を入札前に担当職員に提出し承認を得ること。また、「内訳一覧表」書庫類の寸法の許容範囲は±5mmとする。
- (12) 特注寸法の物品については、現地調査を行い、寸法を測ること。現地調査の日時は、担当職員と事前に協議の上決定すること。

6. ディーゼル車規制に適合する自動車による輸送等

本業務の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例215号）に基づく次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

7. その他

- (1) 納入、調整、設置、引取り等にかかる諸費用については全て受注者の負担とする。
- (2) 納品時は、職員及び外来者の安全に十分注意すること。また既存の建物、施設及び設備に損害を与えることのないよう、必要な措置を講ずること（養生等）。なお万一損害を与えた場合は受注者の負担により、原状に復旧すること。
- (3) 本仕様書および内訳一覧表に記載のある事項に疑義がある場合、又は記載のない事項がある場合は公社と協議すること。

問合せ先

東京都千代田区神田佐久間町1-9

公益財団法人東京都中小企業振興公社 企画管理部 総務課 経理係

電話 03-3251-7886

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。